

減税 固定資産税の特例の拡充・延長②**特例の対象になる「事業用家屋」とは？【最低取得価格120万円】**

非居住用家屋であって、**工場などの事業用の建屋等**を想定し、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 先端設備等導入計画に盛り込まれる予定の家屋であること
- (2) **新築の家屋**であること
- (3) 家屋の内外に**生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が一体となって設置**されること
- (4) 設置される先端設備の取得価額が300万円以上であること

※土地は対象外

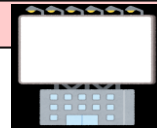
※事業用と居住用が一体となっている家屋については**事業専用割合に応じた部分**が対象

**認定経営革新等支援機関の確認とは？【家屋の例】**

- (1) 「先端設備等導入計画」に新築予定の家屋が盛り込まれていることを確認
- (2) 「建築確認済証」で、新築の家屋であることを確認
- (3) 「家屋の見取図」で、生産性向上要件(年平均1%以上)を満たす設備等が設置される家屋であることを確認
- (4) 「先端設備の購入契約書」で、設置される設備の取得価額の合計額が300万円以上であることを確認

特例の対象になる「構築物」とは？【最低取得価格120万円】

旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
例:門、塀、看板(広告塔)、受変電設備



【対象者】 先端設備等の導入計画がある個人事業主、中小企業。

【申請】 認定経営革新等支援機関が発行する「確認書」が必要(当所で発行できます。)

◆最新 with コロナ時代を乗り切るためのWeb活用とは

リコージャパンとの共催でITによる中小企業の課題解決「生産性向上支援」の取り組みを支援するセミナーを開催します。

主な内容は、with コロナ時代の中でニューノーマルに対応したWebサイトの運用オンラインツールを使った非対面での商談やテレワークの導入方法などで、事例を交えてお伝えします。

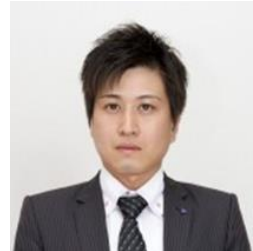
【日時】 令和3年1月21日(木) 14:00~15:30

【場所】 鳥栖商工会議所3階 大会議室

【講師】 (株)ディーエスブランド九州販売本部 本部長 小野泰彦 氏

【定員】 20名(※申込先着順) 【受講料】 無料

【申込先】 受講申込書(当所HP、窓口)に必要事項をご記入の上、当所へお申込み下さい。

**◆事業承継時は保証解除のチャンス！？経営者保証ガイドライン**

今年度から事業承継時の経営者保証解除に向けた新しい支援制度がスタートしました。本セミナーでは、ガイドラインで求められている保証解除に向けた要件のポイントや、支援制度の概要をお伝えします。

【日時】 令和3年2月4日(木) 14:00~15:30

【場所】 鳥栖商工会議所3階 大会議室

【講師】 佐賀県事業承継ネットワーク事務局 志岐常尚 氏

【定員】 20名(※申込先着順) 【受講料】 無料

【申込先】 受講申込書(当所HP、窓口)に必要事項をご記入の上、当所へお申込み下さい。

